

令和 6 年度
第 7 回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和 6 年 1 0 月 2 9 日（火）

ところ：一宮市役所本庁舎 1 4 0 1 会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第7回総会 議事録

令和6年10月29日（火）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2

第1号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図素案の決定について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 農地法第3条の規定による許可申請許可報告について

報告第4号 許可取消し（3条）報告について

報告第5号 現況証明報告について

報告第6号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

（農業委員：18名）

1番 酒井 敏夫	2番 岩田 良彦
3番 奥 智子	4番 熊澤 宣明
5番 坂井 利弘	6番 林 泰江
7番 近藤 篤誼	8番 佐野 正実
9番 岩田 健司	10番 酒井 正明
11番 小島 かな子	12番 内藤 秀基
13番 青山 真由美	14番 佐々 均
15番 浅野 富士男	16番 （欠席）
17番 成瀬 宏満	18番 杉本 ひろ子
19番 江寄 正雄	

（農地利用最適化推進委員：15名）

1番 木村 光男	2番 伊藤 末雄
----------	----------

3 番 伊藤 則夫
5 番 重松 健三
7 番 木全 博
9 番 安田 正雄
11 番 青山 豊
13 番 梶田 政弘
15 番 市川 隆久
17 番 川井 達朗

4 番 (欠席)
6 番 柴山 守男
8 番 浅井 孝義
10 番 (欠席)
12 番 後藤 充治
14 番 森 義光
16 番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：1名)

16 番 星野 幸代

(農地利用最適化推進委員：2名)

4 番 後藤 一敏

10 番 立山 克生

<事務局>

事務局長 長谷川 明
課長補佐 近藤 周二

専任課長 角田 篤彦
課長補佐 加藤 勝明

開 会 (午後2時00分)

【長谷川事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和6年度第7回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【長谷川事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後２時０５分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第７回総会を開催いたします。本日の出席委員は、１９名中１８名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第１「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。３番 奥智子委員さん、４番 坂井利弘委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第２「第１号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図素案の決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました、「第１号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図素案の決定について」をご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法第１９条の規定による地域計画について、同法第２０条第２項の規定に基づき作成した地域計画目標地図素案を決定願うものです。

一宮市の地域計画は、「旧一宮市地域」「旧尾西市地域」「旧木曾川町地域」の３地域で作成します。また、目標地図は農業上の利用が行われる地域の１０年後に目指すべき農地利用の姿を示すもので、農業委員会がその素案を作成し、市へ提出するものです。この目標地図の素案作成にあたっては、令和６年２月から６月にかけて各地域で開催されました「地域計画協議の場」の結果を踏まえ、委員の皆様にご協議をいただき進めてまいりました。今回、一宮市農業委員会が作成する目標地図の素案では、農業振興地域内の農用地区域内農地、いわゆる「青地」のうち、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定により、農地中間管理機構を介した貸借や相対により貸借された農地を位置付けます。

それでは、１枚お捲りいただき「地域計画目標地図素案（案）」をご覧ください。表紙をめくりまして１ページをお願いします。地域計画目標地図素案・該

当農地一覧表です。１ページから１２ページは「旧一宮市地域」、１３ページから２２ページは「旧尾西市地域」、２３ページは「旧木曽川町地域」となります。目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総筆数は１，１４２筆、総面積は約７０．５ｈａとなります。これは、一宮市の農地面積、約２，７００ｈａの２．６％となります。また、以降に目標地図の素案を縮小印刷したものを添付しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、第１号議案「農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図素案の決定について」は、異議なしとさせていただきます。

続きまして、日程第３「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、１ページをご覧ください。

議案第１号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第３条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転４件、賃借権設定１件です。詳細は、２ページをご覧ください。

３８番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。３９番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。４０番、４１番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。４２番につきましては、経営拡大のため賃借権を設定されるものです。

以上、農地法第3条許可5件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の3ページをご覧ください。議案第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用1件です。詳細は、4ページをご覧ください。

7番につきましては、駐車場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法第4条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第 2 号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の 5 ページをご覧ください。議案第 3 号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第 5 条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転 20 件、使用貸借権設定 8 件です。詳細は、6 ページから 11 ページとなります。

6 ページの 128 番から 9 ページの 143 番につきましては分家住宅、144 番、145 番につきましては自己用住宅、146 番につきましては住宅型有料老人ホームを建築するものです。147 番につきましては、既存宅地ための最小限の通路として利用されるものです。以上、20 件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。10 ページの 148 番 から 152 番につきましては駐車場、11 ページの 153 番につきましては駐車場及び資材置場、154 番につきましては駐車場兼通路、155 番につきましては通路として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。153 番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第 5 条許可 28 件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「農地法第3条の規定による許可申請許可報告について」
 - ・報告第4号「許可取消し（3条）報告について」
 - ・報告第5号「現況証明報告について」
 - ・報告第6号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第6号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの6件です。4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから9ページの所有権移転19件、賃借権設定1件、使用貸借権設定5件です。10ページをご覧ください。報告第3号は、農地法第3条の規定による許可申請許可報告についてです。今月の報告は、11ページの1件です。12ページをご覧ください。報告第4号は、許可取消し（3条）報告についてです。今月の報告は、13ページの1件です。14ページをご覧ください。報告第5号は、現況証明報告です。今月の報告は、15ページの4件です。16ページをご覧ください。報告第6号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、17ページの3件です。

以上、報告第1号から報告第6号まで一括してご報告申し上げました。よろ

しくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第6号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第6号までご承認いただいたものといたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第7回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございます。

閉 会（午後2時30分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 奥 智子

署名者 坂井 利弘